

秋田県町村電算システム共同事業組合職員定数条例

平成25年4月1日

条例第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき職員の定数は、8人以内とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。